

「2020年30%」の目標とは？

社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標

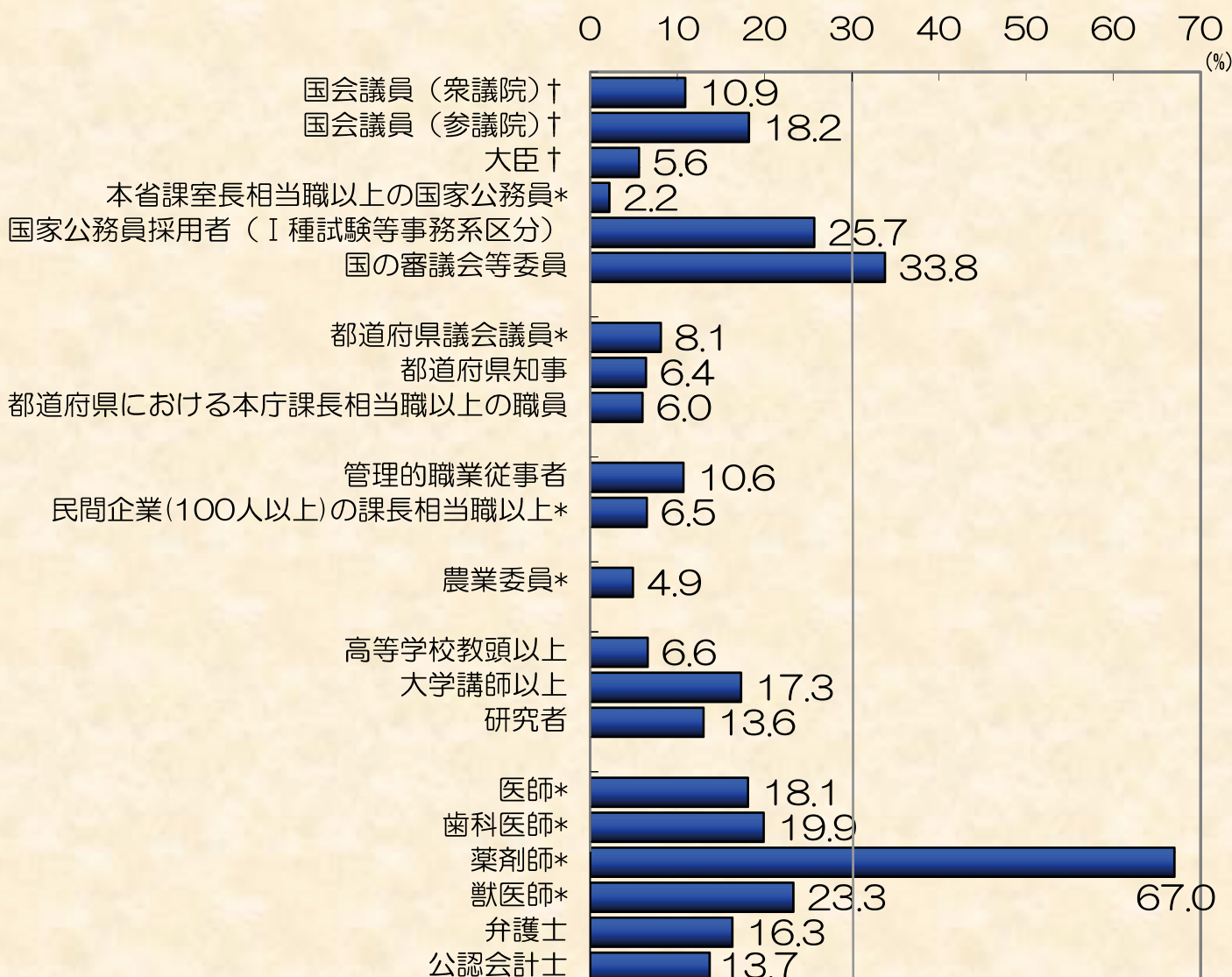
(平成15年6月男女共同参画推進本部決定、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定))

※「指導的地位」の定義:

①国会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当(平成19年男女共同参画会議決定)

各分野における「指導的地位」に占める女性の割合

<「2020年30%」の目標に対して、現状値は未だ低い>



(備考)「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より、一部情報を更新。原則2010年。ただし、*は2009年、†は2011年のデータ。